

【フランス】 警察留置制度を改革する法律の制定

海外立法情報課・服部 有希

* 罪を犯し又は犯そうとした疑いがある者を捜査のために警察に留置する「警察留置」制度を改革する法律が制定された。今回の改革により、警察留置措置の実施条件の厳格化と留置される者の権利の強化が実現される。

立法の背景

「警察留置 (garde à vue)」とは、捜査の必要のために、罪を犯し又は犯そうとしたと疑うに足りる徴表のある者を警察庁署に留置する措置である。警察留置は、司法警察官（刑事訴追を目的とした犯罪捜査等を行う）により実施され、期間は、原則 24 時間で、大審裁判所検事正（第一審の大審裁判所に配置される検事局の代表者）の書面による許可により 24 時間（テロや麻薬取引の場合、48 時間）の延長も可能である。

現在、フランスでは、刑事訴訟法典の改正が検討されている。2010 年 3 月に政府は、「未来の刑事訴訟法典草案」(注)を公表したが、批判も多く、刑事訴訟に関する幅広い議論が展開された。そのような中、同年 6 月に、最高裁判所にあたる破毀院により警察留置の違憲性に関する審査が憲法院に付託され、7 月 30 日の判決で、警察留置に関する諸規定が違憲とされた。これは、警察留置の実施と憲法が保障する自由の行使との間の均衡が保たれていないという理由からであった。具体的には、警察留置の実施及び延長の条件が自由の拘束を実施するには不十分であり、また、警察留置を受ける者に保障されるべき諸権利が規定されていない点が問題とされた。この点を改正するため、警察留置に関する 2011 年 4 月 14 日の法律第 2011-392 号が制定された。

弁護士の上会いなくなされた供述に関する規定

まず、警察留置のみならず刑事訴訟法典全体に関係する規定として、弁護士の立会いなくなされた供述を唯一の証拠とする有罪判決を無効とする規定が、刑事訴訟法典巻頭規定に追加された。これは、2008 年 11 月 27 日の欧州人権裁判所の判決において、弁護士の立会いのない尋問の際の供述を有罪判決の根拠とすることが、尋問を受けた者の権利に対する償いがたい侵害であるとの判断がなされたことに伴う規定である。

警察留置の開始及び延長の条件の厳格化

旧規定における警察留置の条件は、「捜査の必要のため」というあいまいなものであったため、比較的重大性が低い犯罪に対しても適用でき、警察留置の件数がいたずらに増大するという事態を招いた。改正では、原則 24 時間という留置期間は変更されなかったが、条件が厳格化され、警察留置の実施は、警察留置が次の 6 つの目的のうち少なくとも 1 つを果たすための唯一の手段である場合に限られることとなった。

①対象者の出頭又は立会いを前提とする捜査の実施、②大審裁判所検事正の下への対象者の出頭の保証で、大審裁判所検事正が捜査結果の判断をできるようにするためのもの、③物的証拠又は徴表の隠滅の防止、④証人又は被害者及びその家族又は近親者に対する脅迫の防止、⑤共同正犯又は従犯の疑いがある者との共謀の防止、⑥重罪又は軽罪の抑止を目的とする措置の実施

また、警察留置期間延長の条件は、これまで大審裁判所検事正の書面による許可が必要である点以外は、特に規定がなかったが、改正により、捜査対象となる犯罪が1年以上の禁固刑を科すべきものであることと、前述の警察留置と同様の条件を満たすことが必要となった。なお、延長できる期間は、従前どおり最大24時間である。

この他に、警察留置の実施及び延長は、大審裁判所検事正が、捜査における必要性と罪の重大性との均衡を考慮して判断する必要がある点も明記された。

警察留置を受ける者の権利の強化と弁護士による補佐

これまで、警察留置を受ける者に対しては、警察留置を受けた事実の近親者等への連絡、医師による診察の受診、弁護士との30分以内の相談等の権利が認められていた。改正では、新たに黙秘権及び尋問中に弁護士の立会いによる補佐を請求する権利が認められることとなった。また、これら諸権利について、司法警察官は、警察留置を受ける者に対し留置後直ちに通知することが規定された。さらに、弁護士の立会いに関して、最初の尋問は、弁護士の立会いの請求から2時間が経過するまでは、弁護士の立会いの無い状態では実施することができないこととなった。この他に、弁護士は、調書及び医師の診断書の閲覧、尋問終了後の質問が可能となった。司法警察官は、この質問が捜査の適切な展開を損なう場合にしか、この質問を妨げることはできない。この質問が拒否された場合、弁護士は、当該質問を記録した書面による意見を、警察留置の期間中、大審裁判所検事正に送付することができる。

ただし、これら諸権利に対する制約事項も規定された。まず、大審裁判所検事正は、捜査の必要上即時の尋問が必要とされる場合、司法警察官の請求に基づき、書面による正式な決定により、前述の2時間の経過を待たずに尋問を開始することを承認できる。また、大審裁判所検事正及び自由と勾留判事(juge des libertés et de la détention : 勾留に関する権限を有する)は、捜査の特殊な状況、証拠の収集・保存又は人身への切迫した攻撃の防止の必要性等を考慮し、弁護士の立会いを延期することができる。立会いの延期は、原則として12時間までしかできないが、捜査対象となる犯罪が5年以上の禁固刑を科すべきものである場合に、自由と勾留判事のみが大審裁判所検事正の請求に基づき、24時間まで延期することができる。この立会いの延期はすべて、書面による正式な決定を必要とする。

注(インターネット情報は2011年6月21日現在である。)

・ Avant-projet du futur code de procédure pénale.

<http://www.justice.gouv.fr/art_pix/avant_projet_cpp_20100304.pdf>